

新型インフルエンザ情報!!

【新型インフルエンザに関する本学の対応について】

平成 21 年 6 月 19 日付けで厚生労働大臣が定める「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業に関する要請等に関する運用指針」が改定され、文部科学省から「各国公私立大学長等宛 新型インフルエンザに関する対応について（第 9 報）」が出されました。

この改定により、学校の設置者等は「サーベイランスの流れ」に基づき、保健所と十分に連携し、「休業を含め、感染の急速な拡大や大規模な流行への発展の回避を図る。」とされました。

これを受けて、新潟経営大学では下記のとおり対応を一部変更することといたしました。新型インフルエンザの流行は収まったわけではなく、秋から冬にかけて大規模な患者の増加が起こる可能性があるため、継続した警戒と準備が必要です。感染予防の徹底をお願いします。

※この方針は、政府（文部科学省・厚生労働省）の方針を受け、随時変更する場合があります。今後の発生状況によっては、休業（休校）措置等を講じる場合がありますので、関係各位は大学からの連絡に留意願います。

厚生労働省

「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業に関する要請等に関する運用指針」

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/2009/06/0619-01.html>

文部科学省

「各国公私立大学長等宛 新型インフルエンザに関する対応について（第 9 報）」

http://www.mext.go.jp/a_menu/influtaisaku/syousai/1279996.htm

【海外渡航について】

海外渡航に関する方針

- ◎ 海外渡航については、自粛を含め再検討を求める。
- ◎ やむを得ない事情で渡航しなければならない場合は、各自渡航先の感染情報の収集に努め、感染予防策を徹底する。
- ◎ 特に新型インフルエンザの増加が著しい南半球へやむを得ず渡航する場合は、感染予防策を講じるとともに、感染する可能性が高い地域へ近寄らないよう留意する。
- ◎ 渡航予定者は帰国（入国）後、4 日間の自宅待機を想定した計画を立ててから、渡航すること。

届出

学生は「渡航届」を学務課へ提出

教職員は「海外出張届」を総務課へ提出

平成 21 年 7 月 31 日

新潟経営大学長 蛭名保彦

平成 年 月 日

新潟経営大学長 様

学籍番号

氏 名

海 外 渡 航 届

下記のとおり海外に渡航しますのでお届けいたします。

渡航先（国、都市）

渡航期間

経由地

日 程（旅行計画の写し添付可）

- ※ この届けは、新型インフルエンザ、その他危険な感染の拡大防止を目的とし、皆さんの海外渡航状況を把握するために提出していただくものです。「海外渡航に関する方針」に従って行動してください。
- ※ 帰国後 38 度以上の発熱及び疑わしい症状が現れた場合は、最寄りの保健所電話相談窓口へ連絡してからその指示に従い受診してください。また、新型または季節性インフルエンザと診断を受けた場合は、速やかに大学へご連絡ください。

提出先学務課

担当医師殿

新潟経営大学
学長 蛸名保彦
TEL 0256-53-3000 (代表)

登校・出勤許可書

この度、学校保健法で定められた学校伝染病罹患の本学学生、教職員について、病名及び今回の出席停止が必要であったと考えられる期間を、お手数お掛けいたしますが、下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

種別・病名		登校・出勤・出席停止の期間の基準	
第二種	インフルエンザ	解熱した後2日を経過するまで	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。
	百日咳	特有の咳が消失するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の膨張が消失するまで	
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要諸症状が消退した後2日を経過するまで	
結核			
第三種	腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の伝染病	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで	

登校・出勤許可書（切り離さず事務に提出）

学籍番号・名前（本人が記入して下さい）

病名

（登校・出勤停止の期間： 年 月 日 ～ 月 日）

上記疾患に関しては伝染のおそれがないと認めるので、登校・出勤を許可します。

年 月 日

医療機関名

医師ご氏名

印

上記の病気については、学校保健法施行規則に示す基準により、登校・出勤できないことになっております。その為、登校・出勤停止期間中は欠席扱いになりません。医師より許可書をもったら、学生は学務課、教職員は総務課に提出してください。なお、この情報は学務課・総務課、健康管理増進室、講義担当教員、その他必要関係者、保健所（緊急時）以外の第三者に原則開示されることはありません。